

令和元年(ラ)第550号 仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

(主文)

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

(理由の骨子)

- 1 本件原発の安全性の審査において、関西電力は、基準地震動の策定に当たり、文部科学省地震調査研究推進本部（地震本部）の定めた「震源断層を特定した強震動予測手法」（レシピ）に従って地震動の計算を行った。原子力規制委員会は、関西電力の策定した基準地震動が安全性の基準（新規制基準）に適合していると認めた。
- 2 レシピの中で震源断層面積と地震の強さ（モーメント）との関係式として用いられている入倉・三宅式は、熊本地震の解析結果とも整合し、その信頼性が裏付けられている。入倉・三宅式を用いた場合に他の関係式と比較して地震モーメントが過小に評価されるとの抗告人の主張は採用できない。
- 3 関西電力が基準地震動の策定に当たって行った震源断層の長さ等の各種パラメータの設定は、十分保守性を有すると認められる。
- 4 レシピでは、震源断層の大きさ及び地震モーメントを算定する方法として、過去の地震記録や調査結果などに基づいて震源断層の大きさ及び地震モーメントを算定する(ア)の方法と、活断層の長期評価で得られた地表の活断層長さに基づいて地震モーメントを算定する(イ)の方法とが記載されている。

レシピは、平成28年12月に修正されたが、(ア)、(イ)の方法が制定された経緯、各方法の位置付け及びレシピの修正の経緯からすると、この修正によって(ア)の方法を用いる場合に(イ)の方法を併用することが必要になったとはいえない。関西電力が基準地震動の策定に当たって(イ)の方法を併用しなかったことにつき、基準地

震動の策定が安全性の基準に適合しているとした原子力規制委員会の判断が合理性を欠くとはいえない。

5 基準地震動の策定について原子力規制委員会の定めた安全性の基準や本件原発の基準地震動の策定が安全性の基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が合理性を欠き、そのことにより本件原発が安全性を欠くと認めることはできず、抗告人の主張する本件原発の運転差止請求権について疎明があるとはいえない。

以上